

## 在ナイジェリア大使館からのお知らせ

### (ラゴス領事出張サービスのご案内)

2019年8月19日

在ナイジェリア日本国大使館

#### 【ポイント】

- 来る9月9日(月)、当館館員がラゴスへ出張し、領事出張サービスを行います。
- 同サービスにて以下の項目の中のいずれかを申請される方におかれましては、9月3日(火)までに(※必着)当館領事班あてメール(visanigeria@la.mofa.go.jp)にて御相談ください。
- なお、領事出張サービスで取り扱う証明書などについては、「上記メールでの事前申請を受け付けた上で当日会場にて交付可能なもの」と、「メールでの事前申請が不可能なため会場または当館窓口まで申請時と交付時の二度お越しいただく必要があるもの」が、各々ございます。以下の本文に一覧を明記いたしますので、必要書類等を含め、あらかじめご確認ください。

#### 【本文】

在留邦人の皆様へ

来る9月9日(月)、当館館員がラゴスへ出張し、領事出張サービスを行います。今後も3か月に一度を目安に同サービスを行いますが、この機会に是非ご活用ください。

つきましては、同サービスにて以下の項目のいずれかを申請される方におかれましては、9月3日(火)までに(※必着)当館領事班宛てメール(visanigeria@la.mofa.go.jp)にて御相談ください。

なお、領事出張サービスで取り扱う証明書等については、「上記メールでの事前申請を受け付けた上で当日会場で交付可能なもの」と、「メールでの事前申請が不可能なため会場または当館窓口まで申請時と交付時の二度お越しいただく必要があるもの」が、各々ございます。以下に一覧を明記いたしますので、必要書類等を含め、あらかじめご確認ください。

他方、今回の領事出張サービス時に申請のみ受け付けるものに関しては、特例として、当館(アブジャ)までお越しただかなくとも、後日、可能な限りラゴスにて交付できるよう調整いたしますので(例:次回以降、当館館員のラゴス出張時に交付)、個別にご相談ください。ただし、在外選挙人名簿登録申請、旅券関係及び警察証明(無犯罪証明)については、他の証明書等と比較して手続きの都合上、申請から交付まで一定期間を要することをご了承ください。

・**領事出張サービス会場又は当館窓口において申請時と交付時の二度手続きが必要なもの(※メールでの事前申請は不可)**

- 在外選挙人名簿登録申請
- 旅券関係
- 署名(サイン)証明
- 警察証明(無犯罪証明)
- 在留証明

・**メールでの事前申請が可能であり、領事出張サービス会場または当館窓口において交付時のみの手続きで足りるもの**

- 出生証明
- 婚姻証明等身分事項に関する証明

## 1 日時・場所

9月9日(月) 14:00~16:00 JETRO 事務所会議室

Japan External Trade Organization (JETRO)

7th Floor, Churchgate Tower 2,

Plot PC 31, Churchgate Street, Victoria Island, Lagos, Nigeria

Tel: +234-1-454-7643

<https://www.jetro.go.jp/world/africa/ng/>

## 2 領事出張サービスの内容

### (1) 在外選挙関係

#### ア 在外選挙人名簿登録申請

在留邦人の方は在外選挙人名簿登録申請を行うことにより、海外においても国政選挙(衆議院または参議院議員選挙)に投票することができます。従来、20歳以上であった選挙権年齢は、平成27年(2015年)の公職選挙法改正により、平成28年(2016年)6月に行われた第24回参議院議員通常選挙から満18歳以上に引き下げられました。

(ア) 必要書類:備え付け登録申請書又は当館 HP

(<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/senkyo.html>)からダウンロードした登録申請書並びに旅券及びその写し又は日本の運転免許証及びその写し

(イ)申請者:原則ご本人

同居家族(配偶者)による代理申請も可能ですが、その場合は、当館 HP

(<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/senkyo.html>)上の「申出書」を印刷し、ご自身でご記入・ご署名の上、上記(ア)の必要書類と共に代理人へ託して、申請してください。

#### イ 記載事項変更・再交付

既に在外選挙人証をお持ちの方で、「住所」又は「住所以外の送付先」に変更のある方は「記載事項変更」、在外選挙人証を紛失された方は「再交付」をそれぞれ申請できます。

【参考】郵便投票をご利用の場合、在外選挙人証に記載の住所が不正確だと投票用紙を請求されましても選挙管理委員会から投票用紙が届きませんのでご注意ください。また、申請書類一式は記載住所地の選挙管理委員会まで送達しそこで審査確認することとなりますので、申請から交付まで2~3か月間を要します。

(2) 旅券関係:必要書類等は当館 HP (<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/consul.html>)を御確認ください。

既にご案内の通り、平成28年(2016年)1月4日から外務省HP内に開設した「ダウンロード申請書ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>)」からあらかじめ申請書(一般旅券発給申請書:5年用/10年用,記載事項変更用,増補申請書)をダウンロードし、申請内容を入力、印刷の後に所定の箇所に直筆署名の上、写真、戸籍謄本等の必要書類と共に申請することが可能です。なお、当館館員が持参する申請書に当日直接記入いただく従来どおりの方法も可能です。

ただし、当館には旅券作成機が配備されていないため、**旅券の申請から交付までには、概ね3週間～1ヶ月ほど**を要します。

ア **切替発給**(有効期間1年未満になった場合、査証欄の余白がなくなった場合) **または新規発給**

(ア)従来どおりの申請書でも、あらかじめダウンロードした申請書であっても会場で申請を受理致します(※この場合、スムーズに受理できるように事前にメールにて申請書添付ファイルを送付下さい。記載内容の不備等を確認させていただきます)。前回の領事出張サービス又は事前に当館窓口にて申請された方に関しては、旅券が作成済みの場合であれば、会場で交付致します。なお、新旅券交付の際にはご本人確認及び旧旅券の失効作業が必要なため、現在お持ちの旧旅券をご準備の上、必ず申請者御自身が会場へお越しください(代理人への交付は不可)。

(イ)手数料(※交付の際に現金でお支払いください。お釣り不要なようにご準備ください。)

- 10年有効旅券:44,450ナイラ**
- 5年有効旅券:30,550ナイラ**
- 5年有効旅券(12歳未満):16,650ナイラ**

イ **旅券の記載事項変更**

(ア)氏名、本籍地に変更が生じた場合に、現在お持ちの旅券の記載事項を変更して作成します。ただし、有効期間は現在お持ちの旅券と同じになりますのでご注意ください。従来どおりの申請書でも、あらかじめダウンロードした申請書であっても会場で申請を受理致します(※この場合、スムーズに受理できるように事前にメールにて申請書添付ファイルを送付ください。記載内容の不備などを確認させていただきます)。前回の領事出張サービス又は事前に当館窓口にて申請された方に関しては、記載事項変更旅券が作成済みの場合であれば、会場で交付致します。なお、新旅券交付の際にはご本人確認及び旧旅券の失効作業が必要なため、現在お持ちの旧旅券をご準備の上、必ず申請者御自身が会場へお越しください(代理人への交付は不可)。

(イ)手数料(※交付の際に現金でお支払いください。お釣り不要なようにご準備ください。)

## 16,650ナイラ

### ウ 査証欄の増補

(ア) 査証欄の余白がなくなった場合に、現在お持ちの旅券の査証欄の増補を行います(一旅券に一回の増補までしかできないため、増補後余白がなくなった場合は上記アの切替発給又は新規発給で対応)。前回の領事出張サービス又は事前に当館窓口にて申請された方に関しては、査証欄増補が作成済みの場合であれば、会場で交付致します。今回の領事出張サービスで新規に申請された方に関しては、申請受付後、後日当館で作成し、以後の当館館員によるラゴス出張又は次回領事出張サービスの際あるいは当館窓口へお越しいただいた際に交付致します。右交付手続きにつきましては、申請希望者の方と個別にご相談させていただきます。

(イ) 手数料(※交付の際に現金でお支払いください。お釣り不要なようにご準備ください。)

## 6,950ナイラ

(3) **各種証明**：必要書類等は当館 HP (<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/consul.html>) を御確認下さい。

### ア 出生証明, 婚姻等身分事項に関する証明

(ア) メールでの事前申請が可能であり、これを受け付けている場合は、当日会場で交付致します。事前申請される方は、**9月3日(火)までに(※必着)** 当館へ必要書類をメールでの添付ファイルで送付してください。また、メール送付された後、確認のため電話で当館あてご一報いただけますと幸いです。

(イ) 手数料(※交付の際に現金でお支払いください。お釣り不要なようにご準備ください。)

身分事項に関する証明：**3,350ナイラ**

### イ 在留証明

(ア) メールでの事前申請は不可能なため、会場にて申請者ご本人が直接申請してください。同申請をご希望の方は、**9月3日(火)までに(※必着)** 当館領事班までご相談ください。申請受付後、後日当館で作成し、以後の当館館員によるラゴス出張または次回領事出張サービスの際あるいは当館窓口へお越しいただいた際に交付致します。右交付手続きにつきましては、申請希望者の方と個別にご相談させていただきます。

(イ) 手数料(※交付の際に現金でお支払いください。お釣り不要なようにご準備ください。)

**3,350ナイラ**

#### ウ 署名(サイン)証明

(ア)メールでの事前申請は不可能なため、会場にて申請者ご本人が直接申請してください。同申請をご希望の方は、**9月3日(火)までに(※必着)**当館領事班までご相談下さい。申請受付後、後日当館で作成し、以後の当館館員によるラゴス出張または次回領事出張サービスの際あるいは当館窓口へお越しいただいた際に交付致します。右交付手続きにつきましては、申請希望者の方と個別にご相談させていただきます。

(イ)手数料(※交付の際に現金でお支払いください。お釣り不要なようにご準備ください。):

**官公署に係るもの: 12,500ナイラ**

**その他のもの : 4,700ナイラ**

#### エ 警察証明(無犯罪証明)

(ア)メールでの事前申請は不可能なため、会場にて御本人が直接申請して下さい。同申請をご希望の方は、**9月3日(火)までに(※必着)**当館領事班まで御相談ください。申請には、旅券及び旅券の身分事項のページのコピー3部が必要になりますので、忘れずに御持参ください。

(イ)手数料:**無料**です。ただし、**申請から交付までに2~3か月間**要します。

#### (4) 戸籍・国籍関係届出:

必要書類等は当館 HP (<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/consul.html>) をご確認ください。

御希望の方は**9月3日(火)までに(※必着)**当館領事班までご相談ください。

#### (5) 在留届

ナイジェリアに3か月以上滞在される方は以下↓の登録ページから直接在留届をご提出いただくか、在留届用紙を印刷の上、必要事項をご記入いただき、当館領事班 ([visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)) にメール添付ファイルにてお届けください。

渡航・滞在先の国・地域において緊急事態が発生した場合、随時、在留届に登録されたメールアドレス宛てに最新の当国情勢と注意事項等を配信致します。

(ご説明) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

(ご登録) <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

※なお、出張等で短期滞在(※3か月未満)なさる方々には、「たびレジ」登録を

お願いしております。

(ご登録) <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

その他、当日の面談ご希望、ご質問等がございましたら、9月3日(火)までに以下まで別途ご連絡いただければ幸いです。

○在ナイジェリア日本国大使館(領事班)

電話(代表) 090-6000-9019 または 090-6000-9099

(※不通の場合) 080-3629-0293 (← 閉館日・夜間早朝用 緊急電話)

※回線事情などから電話がつながりにくい場合は、以下の↓メールをご利用ください。

メールアドレス [visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

ホームページ <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/index.html>

(了)